

information

会議所からのお知らせ

常議員・二号議員変更のお知らせ

常議員・二号議員の変更がありましたので、お知らせします。

【新】岡村裕司さん
【旧】武田道仁さん



岡村さんは㈱JTB中部の人事異動により変更となりました。尚、今回の異動に併せて、当所地域資源活用委員会副委員長及び観光関連部会副部長についても岡村さんに変更となります。

諏訪商工会議所のメールマガジンを配信します。ご登録をお願いします。

諏訪商工会議所ではタイムリーな経営に役立つ情報を発信しようと、メルマガを配信しています。会員の皆様におかれましては、是非ご登録ください。

登録方法 こちらのアドレスにメールアドレスを送信して下さい。

suwanews@suwacci.or.jp

携帯電話も登録できます



融資利率

(平成23年3月9日現在)

- 日本政策金融公庫
マル経資金 1.95%
普通貸付 2.25%
- セーフティネット貸付
特別利率・・・1.75%～

ご相談は当所まで

諏訪商工会議所 平成23年度会費納入のお願い

会員の皆様へ

会員事業所の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当所事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成23年度会費につきまして下記の日程で請求いたします。何卒ご理解、ご協力をお願いします。

<銀行振込・窓口でのお支払いの皆様>

- ・ご請求の時期 平成23年5月20日(金)
- ・納入締切日 平成23年6月30日(木)
- ※「口座振替」での納入希望がありましたら、お手数ですが4月15日までお知らせ下さい。

<口座自動振替をご利用の皆様>

- ・口座自動振替日 平成23年5月20日(金)
- ※「口座振替のお知らせ」をお届け(郵送)致します。何卒よろしくお願い致します。

【お問合せ先】 諏訪商工会議所・総務企画グループ
TEL0266-52-2155

第49回技能五輪全国大会長野県予選会 が開催されます!

今年、静岡県を主な会場として開催される第49回技能五輪大会出場に向けて長野県予選会を開催します。

★予選会に参加できる人は?
23歳以下(S63.1.1以降生まれ)の方。

★予選会の内容は?
2級技能検定の課題で行われます。

★技能検定による予選会開催職種
①、旋盤 ②、フライス盤 ③精密機器組立て ④、構造物鉄工 ⑤、曲げ板金
⑥、自動車板金 ⑦、抜き型 ⑧、機械組立て ⑨、電子機器組立て ⑩、工場電気設備
⑪、家具 ⑫、建具 ⑬、とび ⑭、左官 ⑮、タイル張り ⑯、フラワー装飾
以上、16職種。(予選会の開催日は、職種によって異なります)

予選会への参加を希望される方は、
平成23年4月11日(月)～4月20日(金)までに
長野県職業能力開発協会にお申し込みください。

※参加申込書、及び、案内書等の請求とお問い合わせ先
・長野県職業能力開発協会・検定課 TEL026-234-9050
・長野県商工労働部・人材育成課 TEL026-235-7202

◎技能検定による予選会がない職種は、各業界団体が推薦致します。



わざまる

諏訪市地区内の商工業の状況を的確に把握し、商工業の総合的な改善発達を図るため 商工業者法定台帳の調査及び作成にご協力ください

標記の件につきまして平成23年5月末日までに商工業者法定台帳調査表及び同意書の書類を送付させていただきますので本調査へのご協力よろしくお願い致します。

商工会議所は商工会議所法第10条(以下「法」という)の定めに従い、地区内の特定商工業者(商工会議所の会員・非会員にかかわらず、法によって該当する商工業者の全て)について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳(以下「法定台帳」という)を作成しています。

これは、地区内の商工業の状況を的確に把握し、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資する役割を担う地域経済団体である商工会議所の事業として定められたものです。

作成した法定台帳は、地区内商工業の基礎資料として、商工会議所の地域及び産業振興事業、行政の企画する商工業振興施策及び商取引の斡旋等幅広く運用して

おります。法定台帳の調査及び作成にあたっては、調査権の行使、特定商工業者の届出義務等ございますが、まずもって、地域経済の発展を願う地区内事業所様のご理解とご協力をお願いするところでございます。

当地区においては必要最小限の経費について、一律にて負担金(年額、1,000円)を地区内の特定商工業者の過半数の同意に基づき、該当する事業者様にご負担いただいております。同意確認は書面により3年間について一括して同意確認を行っており、当所では、法定台帳作成及び管理につきまして監督官庁(経済産業大臣及び長野県知事)の指導の下、諏訪商工会議所の定款及び諸規程に基づき運用しております。

法定台帳の作成にあたり、法定台帳調査及び負担金賦課についての同意にご協力くださいますようお願い申し上げます。

諏訪商工会議所 会頭 藤森郁男

<商工業者法定台帳について> *「法」=商工会議所法、抜粋を参照

1. 商工業者法定台帳とは (法第10条より)

地区内(諏訪市)の特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳です。*以下、「法定台帳」=商工業者法定台帳

諏訪商工会議所では全国の商工会議所で主に使用されている専用情報端末を利用し管理しています。これにより、随時検索・訂正及び出力の他、統計資料作成など迅速に対応できるようにしております。現在、個別の詳細情報を保護する観点から一括しての公開及び閲覧は行っていません。(商工会議所会員名簿とは取扱いが異なります。商工会議所の会員名簿については条件付で一部公開しておりますので、当所までお問合せください)

2. 特定商工業者とは (法第7条より・平成17年4月に法改正)

毎年4月1日現在において、それまで6ヶ月以上引き続き諏訪商工会議所の地区内(諏訪市域)に営業所等を有する商工業者のうち、次のいずれかに該当する事業所をいいます。

- ①本商工会議所の地区内(諏訪市域)の営業所等で常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業の場合は5人)以上
- ②4月1日現在における資本金額又は払込済出資総額が300万円以上

3. 特定商工業者の方がしなければならないこと (法第10条)

- ・法定台帳の作成又は訂正に関して特定商工業者に該当する場合は調査表を提出しなければなりません。
- ・政令で定める事項について変更を生じたときは、すみやかにその旨を諏訪商工会議所に届出なくてはなりません。

4. 調査項目

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名。
- ② 事業の種類。
- ③ 事業の開始の年月。
- ④ 本商工会議所の地区内の営業所、事務所、工場又は事業場の名称、所在地及び管理者の氏名。
- ⑤ 本商工会議所の地区内の営業所、事務所、工場又は事業場の事業の内容及び最近1年間における売上高。
- ⑥ 従業員の数又は資本金額若しくは払込済出資総額。

以上

【お問合せ先】 諏訪商工会議所・総務企画グループ TEL0266-52-2155